

第三条第六項中「第一項第一号」の下に「及び第四号」を加え、「同号」を「それぞれ当該各号」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第七十二条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第一百六十四条第四項中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「強制執行等若しくは」を「強制執行等、」に改め、「「強制執行等の手続及び企業担保の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び」と」及び「同号中」を削り、「強制執行等の手続又は」を「強制執行等の手続、」に、「第一百一十五条第二項」を「第一百一十五条第三項」に改める。

第五十八条第三項中「租税等の請求権」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）

第十一條第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。」を加える。

第八十条に次の二項を加える。

3 第一項において準用する会社更生法第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助実施決定をいう。第二百四十七条第三項において同じ。）を得なければならない。

第八十四条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第一百二十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第一百五十八条の五第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

第二百一条中「第二百九十五条第二項」を「第二百九十五条第三項」に改める。

第二百二十四条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百四十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項において準用する会社更生法第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定を得なければならない。

第二百五十一条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第二百九十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対

象外国租税の請求権を除く。) の」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一條第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百九十六条中「及び第二項」を「第二項及び第五項」に改める。

第三百三十一条の五第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十四条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一百八十四条中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に、「他の手続の中止命令」を「他の手續の中止命令等」に改め、「相殺の禁止」の下に「共助対象外国租税債権者の手続参加」を加える。

(民事再生法の一部改正)

第七十五条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手續」の下に「又は第五号に掲げる処分」を、「再生債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

五 再生債権である共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の条例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（以下「再生債権に基づく外国租税滞納処分」という。）で、再生債務者の財産に対して既にされているもの

第二十六条第三項中「手続」の下に「又は同項第五号の規定により中止した処分」を加える。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「強制執行等」の下に「及び再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「の手續」の下に「及び再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加え、同条第四項中「手続」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加える。

第二十九条第一項中「ある再生債権者」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分を行う者（以

下この項において「再生債権者等」という。」を加え、「当該再生債権者」を「当該再生債権者等」に改め、「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「手続」の下に「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分」を加える。

第三十九条第一項中「対する再生債権に基づく強制執行等」の下に「若しくは再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「及び」の下に「再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに」を加え、同条第二項中の「の続行」を「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の続行」に、「の取消し」を「又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消し」に改める。

第八十六条に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて再生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助実施決定をいう。第一百三十三条第二項において同じ。）を得なければならない。

第八十七条第二項中「及び第九十七条」を「第九十七条第一号」に改め、「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加える。

第九十七条を次のように改める。

(罰金、科料等の届出)

第九十七条 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨を裁判所に届け出なければならない。

一 再生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。以下「再生手続開始前の罰金等」という。）

二 共助対象外国租税の請求権（共益債権又は一般優先債権であるものを除く。）

第一百十三条第一項中「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加え、同条第二項中「追徴金又は過料の原因」を「請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因（共助対象外国租税の請求権にあつては、共助実施決定）」に、「追徴金又は過料に」を「届出があつた請求権に」に改め、同条第三項及び第四項中「追徴金又は過料の」を削り、同条第五項中「再生手続開始前の罰金等」を「請求権」に改める。

第一百二十一条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

第一百二十三条第三項に後段として次のように加える。

開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

第一百五十五条に次の一項を加える。

5 再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徵収の権限を有する者の意見を聽かなければならない。

第一百七十八条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第一百七十九条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効

力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することがで
きる。

第一百八十四条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「手続」の下に「又は処分」を加える。

第二百十五条に次の二項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効
力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張するこ
とができる。

第二百三十二条に次の二項を加える。

8 第一項及び第二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についてのこれらの規定による権
利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張
することができる。

第二百三十五条に次の二項を加える。

9 第六項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、

租税条約等実施特例法第十一條第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百四十七条第一項中「あつた債権」の下に「共助対象外国租税の請求権」を加える。

第二百五十三条第一項中「罰金等」の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第七十六条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「請求権」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）」を加える。

第二十四条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手續」の下に「又は第六号に掲げる処分」を、「更生債権者等」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の二号を加える。

六 外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

第二十四条第二項中「よる処分（共益債権）の下に「及び共助対象外国租税の請求権」を加え、同条第五項中「手続」の下に「同項第六号の規定により中止した同号に規定する外国租税滞納処分」を加える。

第二十五条第一項中「前条第一項第二号」の下に「若しくは第六号」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「強制執行等」の下に「同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「強制執行等」の下に「同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条第三項第一号中「の手続」の下に「及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加える。

第二十七条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項第六号に規定する外国租税滞納処分又は同条第二項」に改める。

第四十七条第七項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第五十条第一項中「若しくは企業担保権の実行」を「企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に、「同号」を「同項第二号」に、「及び企業担保権の実行手続」を「企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に改め、同条第五項中「請求権」の下に

「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加え、同項第一号中「又は企業担保権の実行手続」を「企業担保権の実行手続又は同項第六号に規定する外国租税滞納処分」に改める。

第八十七条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第一百三十二条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。

第一百三十三条第三項に後段として次のように加える。

共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき更生会社の財産に対してされている国税滞納処分の例によつてする処分の取消しについても、同様とする。

第一百三十四条第三項に後段として次のように加える。

開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

第一百三十五条に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第一百六十四条第二項において同じ。）を得なければならない。

第一百四十二条中「内容」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第一百六十四条第二項中「原因」の下に「（共助対象外国租税の請求権にあつては、共助実施決定）」を加える。

第一百六十八条第四項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第一百六十九条に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権については、その権利に影響を及ぼす定めをする場合においても、徴収の権限を有する者の意見を聽けば足りる。

第一百四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「請求権の」を「請求権（共助対象外

国租税の請求権を除く。」の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一條第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百五条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一條第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百七条中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百八条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条中「及び同法」を「並びに同法」に改め、「基づく強制執行等の手続」の下に「及び同項第五号に規定する再生債権に基づく外国租税滞納処分」を、「実行手続」の下に「同項第六号に規定する外国租税滞納処分」を加え、同条ただし書中「手続」の下に「又は処分」を加える。

第二百四十九条第一項中「第九十七条」を「第九十七条第一号」に改める。

(破産法の一部改正)

第七十七条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第六号に掲げる処分」を、「債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の二号を加える。

六 債務者の財産に対して既にされている共助対象外国租税(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。第一百三十三条第五項及び第二百五十三条第四項において「租税条約等実施特例法」という。)第十一條第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。)の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分(以下「外国租税滞納処分」という。)で、破産債権等に基づくもの

第二十四条第三項中「手続」の下に「又は外国租税滞納処分」を加える。

第二十五条第一項中「前条第一項第一号」の下に「又は第六号」を加え、「すべて」を「全て」に改

め、同条第三項中「の手続」の下に「及び外国租税滞納処分」を加え、同条第五項中「手続」の下に「又は外国租税滞納処分」を加える。

第四十二条第一項中「又は企業担保権の実行」を「企業担保権の実行又は外国租税滞納処分」に改め、同条第二項中「実行の手続」の下に「並びに外国租税滞納処分」を加える。

第四十三条第一項中「国税滞納処分」の下に「（外国租税滞納処分を除く。次項において同じ。）」を加える。

第九十七条第三号及び第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「請求権」の下に「又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権」を加える。

第一百条第二項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第一百三条に次の一項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて破産手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第一百三十四条第二項において同じ。）を得なければならない。

第一百四条中「原因」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第一百三十四条第二項中「原因」の下に「（共助対象外国租税の請求権にあつては、共助実施決定）」を加える。

第一百四十八条第一項第三号中「請求権」の下に「共助対象外国租税の請求権及び」を加える。

第一百六十三条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百四十九条第一項中「若しくは仮処分」を「、仮処分若しくは外国租税滞納処分」に改め、「国税滞納処分」の下に「（外国租税滞納処分を除く。）」を、「の手続」の下に「又は処分」を加え、同条第二項中「の手續」の下に「又は処分」を加える。

第二百五十三条第一項第一号中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、

租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(会社法の一部改正)

第七十八条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に改める。

第五百十二条の見出し中「中止命令」を「中止命令等」に改め、同条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第三号に掲げる処分」を、「債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

三 清算株式会社の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第五百十八条の二及び第五百七十二条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によつてする処分（第五百十五条第一項において「外国租税滞納処分」という。）

第五百十五条第一項中「若しくは仮処分」を「仮処分若しくは外国租税滞納処分」に改め、「の手

続」の下に「並びに外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「中止した手続」の下に「又は処分」を加える。

第二編第九章第二節第一款中第五百十八条の次に次の二条を加える。

(共助対象外国租税債権者の手続参加)

第五百十八条の二 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権をもつて特別清算の手続に参加するには、租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定を得なければならない。

第五百四十八条に次の二項を加える。

5 協定債権者は、共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

第五百七十二条に次の二項を加える。

3 協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。

4 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての協定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第九百一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項と

し、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 共助対象外国租税の請求権について、協定において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聽かなければならない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。